

畑作物共済

共済目的

ホップ・大豆



加入

ホップは10 a以上、大豆は10 a以上栽培している農家が加入できます。

※加入に当たっては、個々の農業者（個人又は法人）のほか、一定の要件を備えた農業生産組織もその生産組織単位で加入できることになっています。

引受方式・補償の種類

共済目的	引受方式	内 容
ホップ	全相殺方式	農家ごとに基準収穫量の8割を補償します。 ※減収量算出に増収分を加味する。
大豆	全相殺方式	農家ごとに基準収穫量の9割を補償します。 ※減収量算出に増収分を加味する。
	半相殺方式	農家ごとに基準収穫量の8割を補償します。 ※減収量算出に増収分を加味する。
	一筆方式	耕地一筆ごとの基準収穫量の7割を補償します。 ※耕地一筆ごとに減収量を算出する。

共済責任期間

発芽期（移植するものは移植期）から収穫までです。

共済金額（補償額）

共済金額 = (農家の耕地ごとの基準収穫量の合計 × 80%の場合) × 1 kgあたり共済金額

●ホップ

[例] 339,456円 = 10 a 当たり(208kg × 0.8) × 2,040円

●大豆

[例] 43,776円 = 10 a 当たり(180kg × 0.8の場合) × 304円

営農継続支払を受ける場合

[例] 15,552円 = 10 a 当たり(180kg × 0.8の場合) × 108円

共済掛金

共済掛金率…農家の属する組合の過去20年間の被害をもとに決められます。

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$$

※共済掛金の55%を国が負担しています。

共済事故

すべての気象災害・病虫害・鳥獣害・地震・噴火・火災などによる災害です。

※肥培管理不良による減収は、支払対象とみなされず分割されます。

共済金

$$\text{支払共済金} = \text{共済減収量} \times \text{1 kgあたり共済金額}$$

[例] 6,480円 = 60kg × 108円

《共済減収量の算出方法》

共済目的・引受方式	共済減収量の算出方法
ホップ (全相殺方式)	共済減収量 = 減収量(農家の基準収穫量 - 当年収量) - 農家の基準収穫量 × 0.2
大豆 (全相殺方式)	共済減収量 = 減収量(農家の基準収穫量 - 当年収量) - 農家の基準収穫量 × 0.1
大豆 (半相殺方式)	共済減収量 = 減収量($\frac{\text{被害耕地の基準収穫量}}{\text{被害耕地の合計}}$ - $\frac{\text{被害耕地の評価収量}}{\text{被害耕地の合計}}$) - 農家の基準収穫量 × 0.2
大豆 (一筆方式)	共済減収量 = 減収量($\frac{\text{被害耕地の基準収穫量}}{\text{被害耕地の合計}}$ - $\frac{\text{被害耕地の評価収量}}{\text{被害耕地の合計}}$) - 被害耕地の基準収穫量 × 0.3

◆経営所得安定対策等の畑作物の直接支払交付金の面積払（営農継続支払）を受ける場合は共済金が調整される場合があります。

※営農継続支払は、当年産の作付面積に応じて数量払の内金として交付され、当年の収入に含まれるため。